

上尾市職員措置請求書

1 請求の要旨

(※「1 請求の要旨」の年号の表記については、入手した文書・資料等の年号の表記が西暦と和暦が混在しているため、基本的に西暦で統一してあります。)

上尾市教育委員会（担当：スポーツ振興課）は、2021年8月27日に債権者である（株）ビックカメラからの請求書に基づき、支出負担行為票兼支出命令票を起票し、その結果、2021年9月10日付で上尾市の公金として100,000円が支出されています。しかしながら、この支出負担行為については、以下に述べる〔対象となる支出負担行為が不当な公金の支出にあたる则认为する理由〕により、地方自治法第242条に定めのある「不当な公金の支出」であると請求人は考えます。

したがって、当該支出負担行為をおこなった教育委員会、および支出に責任を有する決裁者に対し、不当な公金の支出額である100,000円の返還措置を求めるものです。

上尾市監査委員におかれましては、本請求の要旨および別紙事実証明書を吟味していただき、厳正な監査をお願いいたします。

〔対象となる支出負担行為が不当な公金の支出にあたる则认为する理由〕

ア. 【支出負担行為の状況】

《請求書に関して》（事実証明書 アー(1)）

- * 請求書発行日：2021年8月25日
- * 請求書の件名：岡田久美子パラリンピックイベント出演料（8月19日）
- * 請求者住所：東京都豊島区西池袋三丁目28番13号 池袋西口共同ビル8階
- * 請求者氏名：株式会社ビックカメラ 辻野充彬
- * 請求金額：100,000円（税込）

《支出負担行為兼支出命令票に関して》（事実証明書 アー(2) および アー(3)）

- * 決裁欄（専決）および（認印）、支出決定（専決）および（認印）については事実証明書のとおりに。
 - * 起票日：2021年8月27日
 - * 事業名：東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業
 - * 起票者：上尾市教育委員会 スポーツ振興課職員
 - * 支出負担行為票兼支出命令票の摘要欄：聖火ビジット イベントゲスト出演料
 - * 債権者住所・氏名：前記請求者に同じ
- ※支出負担行為票兼支出命令票の網掛け下部に「105 警備員等謝礼」と記載されていますが、出納室は、警備員「等」の中にゲストが含まれているので、警備員に謝金を支払うわけではないと考えられる、と説明しています。

※「令和3年度 上尾市当初予算書 P.152」では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業予算「7 報償費」として2,451,000円計上されているものの、その内訳はこの予算書からは不明となっています。（**事実証明書 アー(3)**）

《支払に関して》（**事実証明書 アー(4)**）

- *支払（振込）日： 2021年9月10日
- *支払（振込）先： （株）ビックカメラ
- *支払（振込）金額：100,000円

イ.【開催が予定されていた「聖火ビジット」と「パラスポーツ体験イベント」の差異】

埼玉県「パラリンピック聖火ビジット」に伴い、2021年8月19日に県内集火式の聖火を上尾市にて展示する予定であること、および同日「パラスポーツ体験イベント」の開催を予定していることが、令和3年上尾市教育委員会7月定例会で報告されています。この報告から、「聖火ビジット」と「パラスポーツ体験イベント」は別の内容であり、岡田久美子氏は上尾市独自の「パラスポーツ体験イベント」のゲストであることが判別できます（**事実証明書 イー(1)**）。

同様に、『広報あげお 2021年7月号』において、「パラスポーツ競技体験イベント」と「東京2020パラリンピック聖火が上尾市に！」ということがそれぞれ別の内容として市民に周知されています（**事実証明書 イー(2)**）。

2021年3月末に、上尾市長名で（株）ビックカメラ所属の岡田久美子氏に「競技体験イベント」のゲスト出演依頼をしています（**事実証明書 イー(3)**）。この依頼文書に添付された「競技体験イベント」（岡田選手用）には、「以下の場合、イベントを中止する可能性があります」と記述され、その中に「国（政府）または埼玉県が緊急事態宣言を発令しているとき」の文言があります。したがって、岡田久美子氏は緊急事態宣言が発出された場合、「競技体験イベント」が中止になることを予見できたと考えられます（**事実証明書 イー(4) P1～P2**）。

ウ.【埼玉県による緊急事態宣言と上尾市の対応】

コロナ感染者の全国的な拡大を受け、埼玉県が昨年緊急事態宣言を発出した時期は、当初2021年8月2日～8月31日、その後9月12日まで延長、さらに9月30日まで再延長しました（**事実証明書 ウー(1)**）。上尾市でも、緊急事態宣言を受け、「不要不急の外出、県境を越える移動などリスクの高い行動を徹底的に避けましょう」と市民に注意喚起を促しています（**事実証明書 ウー(2)**）。

エ.【パラリンピック競技体験イベントの中止】

新型コロナウイルス感染症の再拡大を受け、上尾市独自イベントである「パラリン

ピック競技体験イベント」については、2021年7月30日付けで中止の決定がされました。(事実証明書 エー(1) P1～P2)。

このことに関して、教育委員会8月定例会においても、「パラスポーツ競技体験イベント」が中止となった旨報告がされています(事実証明書 エー(2))。

オ.【岡田久美子氏の上尾市訪問は市長などとの「懇談」が目的】

「パラリンピック競技体験イベント」が中止された2021年8月19日に、岡田久美子氏は上尾市役所を訪問し、市長・教育長・市議会議員・副議長・上尾市スポーツ協会役員(計7名)と懇談しています。このことは上尾市のホームページ(2021年8月25日更新)で「トピックス」として伝えられています。すなわち、岡田久美子氏の同日の上尾市役所訪問は、あくまでも市長や教育長などとの懇談が目的であり、「パラリンピック競技体験イベントへの参加のため」であるとは、上尾市ホームページの記事でも全く触れていません(事実証明書 オー(1) P1～P2)。

また、岡田久美子氏の当日の動きは(事実証明書 オー(2))のようになっています。これによれば、岡田久美子氏が上尾市役所に滞在したのは、当日の12:30～14:30であり、ほとんどの時間は市長や教育長との対談に充てられています。

情報公開請求にかかわる通知書の手交の際に伺ったスポーツ振興課職員の話では、懇談の合間に岡田久美子氏は20分ほど市役所内で展示された「聖火」のところに足を運んでいるとのことでした。

「岡田選手スケジュール」では、「13:30～14:10頃展示イベント参加」との記述がありますが、実際には、当日は強風であったために、市役所ピロティではなく、東側自動ドアの陰に「聖火」を移動したとのこと、その場に岡田久美子氏が滞在していた時間は13:30～13:50の約20分間であったということです(事実証明書 オー(3))。

しかしながら、当日の岡田久美子氏の動きを見れば、あくまでも市長らとの懇談が目的であり、当初の「競技体験イベント」の代替とは言えないことは明らかです。

カ.【出納室による検査について】

(株)ビックカメラからの請求金額100,000円について実際に支出事務をおこなったのは出納室です。請求人は出納室に対して「起票された金額がすでに債権者に支払われてしまったが、実際には摘要欄に書かれている内容が事実と異なることが後日判明した場合の会計処理の対応方法が判別できる文書・資料等」の情報開示を求めたところ、文書不存在により非公開決定の処分を受けました(事実証明書 カー(1))。

このことに関しての説明の中で、出納室は「支出負担行為票兼支出命令票」の摘要の内容が事実と即しているか否か(つまり、岡田久美子氏がイベントに出演していたかどうか)を判断する役割を担う立場にはないことが、請求人による情報公開請求の結果明らかになっています。

上述の[対象となる支出負担行為が不当な公金の支出にあたる则认为理由]、および本住民監査請求に関連して、以下、参考資料を提示いたします。

【参考資料Ⅰ】

○「上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会 調査報告書」の内、
第6 再発防止策の提言（対策）、「9 市民による監視の強化」の記述

※「市政に対する牽制機能の向上をもたらすことが、再発防止に不可欠である。」との観点から、「市民による監視の強化」が必要であると指摘されています。

* (市民は)市政により関心を高めること。

* 地方自治法にある監査の請求

* 市議会の傍聴

※このことは、西貝塚環境センターの入札の件にとどまらず、市政・教育行政一般にも当てはまる提言であると考えられます。

【参考資料Ⅱ— P1～P2】

○上尾市出納室「財務会計事務の手引き 第四版」（令和3年10月）

■P.19（7 報償費の説明）により、報償費の報奨金とは、「講演会、講習会の講師・協力者への謝礼金」であることが判別できます。すなわち、講演会や講習会が実施されなければ、謝礼金も発生しないこととなります。

■P.34（合議の要・不要）により、報償費については、1件100万円以上でなければ、財政主管部長との合議は不要であることが判別できます。

2 請求者

住 所

氏 名

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2022（令和4）年 1月27日

上尾市監査委員 様